



内閣府（防災担当）

中央防災会議
防災対策実行会議
「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」
（第18回）
議事概要について

1. ワーキンググループの概要

日 時：平成25年11月29日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

（出席者：増田主査、大原、翁、田和、中林、橋本、平野各委員、
東京都、横浜市、（株）ローソン
古屋内閣府特命担当大臣（防災）、西村内閣府副大臣
松元内閣府事務次官、日原政策統括官、佐々木官房審議官他）

2. 議事概要

「政府業務継続計画の検討状況」について事務局より資料の説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。「被害想定 of 作業状況等」について事務局より資料の説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。「最終報告（原案）」について事務局より資料の説明が行われた後、各委員に御議論いただいた。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 非常時優先業務のところ、参集可能な職員数の範囲で非常時優先業務を絞るとあるが、本来は非常時優先業務を絞ってから必要な職員数を確保するのではないか。また、執務環境についてはペーパーレス化を進めないと、在宅勤務もできず、情報そのものの担保もできない。場合によっては人事、業務システムの改革といったところにまで踏み込んでもよいのではないか。
- 企業がBCPをつくるときには結果事象型で、例えば社員が50%しか出社できないとき、30%、10%、0%という形にして各々の業務をそれにリンクさせる。そうしなければ、人員が足りないから事業継続できないということになりかねない。
- これまでは各省庁の業務継続計画しかなかったので、各省庁が自分の業務の中で優先順位をつけてきている。しかし、これは政府のBCPなので、政府としての優先順位をつける。ある省庁は優先順位、カテゴリ1というものの業務がゼロということだってあり得るということで、全てのリソースを運用するという発想が必要になってくるのではないか。
- 被害想定 of 1番目、これは商用電話回線の不通となっていますが、いわゆる情報環境というのがどれくらい支障が出るのかということが、ペーパーレス化も含めて非常に重要になってくる。いわゆる音声での通信みたいなイメージではないと思うが、情報の被害状況、支障状況をどう設定されるのかということが非常に重要。

- 上水道の断水は1週間だが、その次に下水道の支障が1カ月ということは、実質問題として、1カ月間は余り水を使えない。じゃぶじゃぶ流すということはどこかで内水氾濫とかマンホールからの噴き出しを起こすことになるので、そのあたりの上水、下水というのは一連のものであるということを前提にしておく必要があるのではないか。
- 執務環境について、巨大災害を考慮すると、政府の備蓄が1週間でいいのかと若干不安に思う。予算もかかることなので、日数をふやすのはたやすくないと承知はしているが、やはり10日分とか余裕を持っていたほうが、もし欠乏したときにそれを調達することにまた人員が割かれることがなくなるのではないか。
- 庁舎の耐震安全化だが、庁舎の構造的被害よりも室内のキャビネットとかパソコンが落下するとか、そちらのほうが執務に影響を及ぼすのではないか。やはり室内の什器を固定するとか、そういう耐震安全性の確保も別途明記しておいたほうが、意識啓発につながるのではないか。
- 備蓄や耐震安全化だが、やはり国民としては霞が関は絶対に安全だというメッセージを出してもらおうことが、すごく安心につながると思うので、予算はかかるが、思い切ってやっていただくほうがよろしいのではないか。
- 非常時優先業務においては、どういうふうに関情報を集めるかのルート、どういうふうに関発信するかというポイントが大事で、ここは輻輳してしまうと混乱してしまうので、その整理をしなければいけない。情報発信も各省庁でばらばらにやってしまうとどこに行けばいいのかわからないし、かと言って内閣府1本にしてしまうと、そこにアクセスが集中してしまうと情報が取れないということも考えられるので、各省庁と整理していただきたい。
- 東日本の対応で自治体間の支援というものが個別に行われたわけだが、首都直下地震というのは東日本のように長大に被災地が広がるというよりも、一点集中型の被災ということで、ただし、自治体数は相当数ある。個別に自治体間の応援が勝手に動き出すということは多分、大きな混乱を生むだけになる可能性があるので、自治体間の応援の相互調整みたいなことを国としてやるべき。
- 国民の生活基盤などの中に入っているのだと思うが、年金だとか雇用保険、失業保険など、いわゆる日常生活のセーフティネットと言っている部分はまさに継続しないと、被災地にとっては非常に大きな負担や、我慢を強いることになるため、それも非常に重要な業務ではないか。どれぐらいなら待ってもらえるかによるが、リードタイムを考えると緊急に対応していかなければいけない課題ではないか。
- 都心南部と大正型の地震と、その頻度の違いを取り上げて整理したわけだから、大正関東地震の数値も出すべき。その規模というのはこういう数値ではっきりわかるし、実際の対策はM7クラスを中心にやるということでもよいが、参考で出した限りここまでは出すべき。
- やはり時間軸はすごく大事だと思うので、当面の対策はマグニチュード7クラス。ただ、もう少し長い100年を考えればM8に対応することが必要だという説明が一番素直な説明ですし、マグニチュード8というのがすぐに起こるということではなく、100年というタームで対応していかなければいけないものだという説明をしていくということではないかと思えます。
- 大正関東についても、今後100年かけてこれにどう対応していくかという1つのデータとして公表するのはよいが、これが出るとM8の数字だけが新聞に出るだろうというのは目に見えているので、あえて同じタイミングで出さなくてもよいと思う。まずはM7のほうを地震動と被害想定で出して、それをみんなに理解していただいた段階で、このM8とか逃げまどいとか、巨大な方を丁寧に説明しないと、一気に情報を与えられても国民も理解が難しいのではないか。
- 今、備えるべき課題というものが直下の地震の対策だということをきちんと伝えることと、都心南部に備えるのではなくて、それぞれの地域の直下に対して備えること。それは資料3-2の41ページの合成震度分布図というものがそのベースにあるということと、災害対策を各自治

体が考える上では、この図をきちんと読みとってくださいというのがメッセージだと思う。

- 最終報告の最初の1ページだが、一番最後のところに活用されることを期待するとあるが、活用されるものとして意見を述べてきたつもりだった。期待するものとなると、この方針以外のことを考えてもよいということもとられかねない。この方針に従って個々の地域に合わせた柔軟な取り組みをしてもらいたいということではないか。また、民間から意見を出し合って決めた方針なので、これに基づいて一斉に各省でやってもらうほうがよいのではないか。
- 東日本大震災のことを見ても、駅に殺到して自動車だけでなく人が動くことによる大きな問題というのはすごく顕在化した。特に首都圏というのは昼間に起こった場合には動き始めると非常に大きな問題があるので、動かないということをもっとメッセージとして出したほうがいいのではないか。この点、自動車利用の自粛ということで書いてあるが、特に首都圏の問題としてそのこのところを強調しておいたほうがいいのではないか。
- 当初の想定よりも長めに電車とかが動かない可能性も想定しているので、それに伴う企業での備蓄とか、そういったことについてももう少しメッセージを出す必要があるのではないか。備蓄もしっかり1週間なら1週間ということをもっとわかりやすく、家庭でも企業でもという形で出したほうがいいのではないか。
- 各企業におけるサプライチェーンの指針として、具体的に、第1段階として自社の情報の可視化、第2段階がパートナー情報の可視化。第3段階が資源の戦略配置、第4段階がサプライチェーンの再設計という、4つのステップで考えることが重要。
- オリンピックの項目について、出火防止措置の対策で、まず木造住宅密集市街地を対象として感震ブレーカー等を設置するというのは、その意味合いをかなり説明しないと、話が伝わらないのではないか。
- オリンピックを考慮した取り組みについては、低地埋立地等に主たる会場をつくり、その地盤づくりというのが大きい。液状化の発生の可能性の高い地域でのインフラを強固なものにするということを少し特出ししておくべきではないか。さらに言えば、それがオリンピック後も臨海地域の財産として震災対策、地震時の対応を支える基盤になることがポイント。
- 円滑な復旧・復興に向けた備えに1つ加えておくべきなのは、大規模災害復興法に迅速に対応するためにマニュアル等の事前の策定とか、あるいは図上訓練等を行っておくべきだということ。一刻も早く復旧・復興が展開できるように、事前に備えるべきことは備えておくべきだということを加えておくべき。
- 発災直後の対応、おおむね10時間の企業の事業継続性の確保について、例えば業務地区のような企業群としての共助の視点が余り入っていないのではないか。特にターミナル駅の業務地区に関しては駅周辺の協議会が設立されるなど、都市再生法改正で駅周辺の都市安全確保計画づくりが現在進んでいるので、駅周辺や業務地区の共助について、推進すべきというような視点を入れるべき。

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

調査・企画担当 参事官補佐 田村 英之

主査 杉本 正和

TEL : 03-3501-5693（直通） FAX : 03-3501-6820